

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

01 ごみゼロ社会実現化県民プロジェクト事業

施策

1 事業の目的

ごみゼロ社会の実現に向けて、ごみの発生抑制につながる3R(リフューズ、リデュース、リユース)を重点的な取組として、子どもから大人まで全県民が一体となって家庭及び事業所で取り組む、ごみ減量の県民運動を推進する。

2 事業の内容

(1) 県民全体のごみゼロ実践活動の促進・拡大

ア 幼児を対象とした意識啓発活動【新規】

幼少期から食べ残しを減らす意識や物を大事にする意識を醸成するため、実践活動団体に委託して、保育園等で幼児が関心を持って楽しく学べる寸劇やダンス、紙芝居等の啓発ツールを用いた啓発活動を実施する。

イ 意識啓発イベントの開催【拡充】

ごみの発生抑制の観点から、家庭、事業所におけるごみ減量の実践例の紹介、リユース食器を用いたエコクッキングの試食などを内容とした意識啓発イベントを開催する。
※新たなステージへ！地域ぐるみの環境実践振興事業「とっとり環境まつり(仮称)」(環境立県推進課)の一部として実施。

(2) 事業者のごみ減量活動の促進

ア 食べきり協力店の対象拡大と県民への認知向上【拡充】

従来の飲食店を対象としてきた食べきり協力店を食品スーパーにも対象を拡大し、外食での食べきりに加え、ばら売り等による家庭での食べきり支援を図る。
また、フリーペーパーを活用して協力店をPRし、県民への認知向上を図る。

イ 流過程で発生する食品ロス削減に向けた講習会の開催【新規】

流過程で廃棄される食品ロス削減に向け、食品流通の専門的視点からコンサルタントによる食品流通業界に対する講習会を開催する。

ウ フードバンク活動に関する意見交換会の開催【新規】

食品流通で発生する余剰食品の削減と福祉対策としての余剰食料等の有効利用の観点から、福祉担当部局と連携して、フードバンク活動団体、食品流通事業者、アドバイザー等による意見交換会を開催し、流過程で発生する余剰在庫の有効利用(マッチング)を模索する。

※フードバンク活動とは、食品事業者や農家などから、包装の印字ミスや賞味期限が近いなど品質には問題ないが販売が難しい加工食品や規格外の農産物等の寄付を受けて、福祉施設等へ無償で提供する取組。

3 事業の現状及び課題

○平成28年3月に策定した第8次鳥取県廃棄物処理計画において、ごみの発生抑制につながる3Rを重点的な取組に位置づけ、市町村・実践活動団体のごみ減量・リサイクル活動に対する財政支援を行うとともに、28年度からは、排出量の多い「食品ロス」の削減をターゲットに外食での食べ残し削減の啓発活動に新たに着手した。

○また、28年12月に設立された「とっとり環境推進県民会議」の提言や情報発信力を活用して、ごみ減量の県民運動を進めようとしているところ。

○さらなるごみ減量に向けて、実践活動につながるより効果的な意識啓発を行うとともに、全県的な運動(県民運動)としての取組を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

02 Let's 4R実践拡大事業

施策

1 事業の目的

全国トップクラスのリサイクル先進県の実現に向け、市町村や実践活動団体が実施するごみ減量リサイクルの取組を支援する。

2 事業の内容

(1)市町村・実践活動団体の取組支援

ア 市町村等への支援

地域の実情に応じた減量リサイクルを加速化するため、小型家電回収や食品ロス削減講習、剪定枝のリサイクルなど、4Rの推進に取り組む市町村等を支援する。

区分	内容
対象者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・4R社会の実現に向けて取組む事業であって、新たに実施又は取組を拡大するもの
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業2分の1、ハード事業3分の1 ・限度額:20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

イ 実践活動団体への支援

婦人会等によるコンポスト普及活動等のほか、地域のイベントでのリユース食器の活用等の取組を支援する。

(2)簡易包装推進運動の展開

スーパー、コンビニ等の協力店で、マイバッグ持参や簡易包装等を推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 一般廃棄物のリサイクル率は着実に向上し、全国的に高位(全国4位)にある一方、ごみ排出量は削減が進まず、全国平均を大きく上回っている(全国41位)。
- 引き続きリサイクルの取組を拡大していくとともに、可燃ごみ中のウエートが大きい生ごみの食品ロスの削減をはじめとした、ごみの発生抑制等(リフューズ、リデュース、リユース)の取組を推進していく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-1 4R社会の実現

03 建設リサイクル法による再資源化の推進

施策

1 事業の目的

再資源の有効な利用及び廃棄物の適正な処理を促進することにより、生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

2 事業の内容

建設リサイクル法によるパトロール(直営)

3 事業の現状及び課題

毎年数件ではあるが無届工事等の事例が確認されている。
法律の目的・効果等を広くPRしていく必要がある。

連絡先

県土整備部 技術企画課 技術調査担当 電話0857-26-7808

参考URL

鳥取県技術企画課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=32672>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

01 一般廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

市町村が行う一般廃棄物行政について必要な助言等を行うとともに、一般廃棄物の処理状況等の調査を行い、市町村、県民への情報提供等を通じてごみ減量・リサイクルの普及啓発を図る。

2 事業の内容

- ・一般廃棄物処理に係る助言
- ・一般廃棄物処理施設整備に係る助言（循環型社会形成推進交付金の活用）
- ・容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法等に関する業務
- ・下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理事業等合理化に関する特別措置法に関する業務
- ・一般廃棄物処理事業実態調査業務
- ・「一般廃棄物の処理事業の概況」等統計資料の作成

3 事業の現状及び課題

一般廃棄物の円滑な処理を推進するため、市町村による処理施設の整備、改良等が適時・適切に行われるよう、国の循環型社会形成推進交付金の十分な活用等について助言等を行っていく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物・リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

循環型社会推進課webサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

02 産業廃棄物適正処理推進事業

施策

1 事業の目的

循環型社会を確立するため、

(1) 自主的な取組の推進

排出事業者に対し、産業廃棄物の減量・リサイクルを積極的に働きかけ、産業廃棄物の排出削減・リサイクルを図る。

(2) 法令による規制の徹底

廃棄物処理法に基づき、廃棄物処理施設設置等の許認可を適正に行うとともに、廃棄物処理施設等への立入検査を徹底し、産業廃棄物の適正処理を確保する。

2 事業の内容

(1) 自主的な取組の推進

・産業廃棄物実態調査により、排出量、リサイクル率、処理方法、将来予測を把握する。

・産業廃棄物実態調査の結果を踏まえ、排出事業者(特に多量排出事業者)に対しきめ細かい減量・リサイクルを働きかける。

(2) 法令による規制の徹底

・廃棄物処理法に基づく許認可申請(廃棄物処理施設の設置許可、産業廃棄物処理業の許可等)の審査を行う。

・産業廃棄物処理施設等に対する立入検査を実施する。

・廃棄物処理施設に立入検査を実施し、維持管理状況の確認、水質検査を実施する。

(3) 産業廃棄物処理業者実務研修会

・産業廃棄物処理業者を対象に廃棄物に関する知識や新しい制度等の情報を提供するための研修を行う。

3 事業の現状及び課題

・平成26年度の最終処分量21千トン、リサイクル率は76.1%となっており、鳥取県産業廃棄物処理計画の平成27年目標値(最終処分23千トン、リサイクル率76%)を達成しているところであるが、引続き排出量の多い多量排出事業者や建設業者を中心に、排出抑制及びリサイクルアップに向けたきめ細かい指導・助言を行っていく必要がある。

・産業廃棄物の適正処理を確保するため、優良な排出事業者・処理業者を育成するとともに、廃棄物処理施設等の監視・指導を徹底する必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

03 PCB廃棄物処理対策推進事業

施策

1 事業の目的

平成13年6月に「PCB廃棄物特別措置法」が施行、平成28年5月に法改正があり、保管及び使用事業者は最短で平成30年3月末までにPCB含有機器を処分することが義務付けられた。

県内のPCB廃棄物については、高濃度PCBについては、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所において、低濃度PCBについては、国の無害化認定施設等で処理されることとされており、県内のPCB廃棄物の期限内の処理を推進し、PCB廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 独立行政法人環境再生保全機構が設置する中小企業者支援のための基金に資金を拠出

(2) PCB含有機器の掘起こし調査

・平成27年から国及び県によるアンケート調査によりPCB機器の掘り起こし調査を実施。

・平成28年度からはアンケート調査未回答事業者への電話聞き取り調査を実施。

・平成29年度からはアンケートの送付が未到達の事業所に対してPCB含有機器対策調査員による現地調査当を実施し、県内のPCB含有機器の確実な実態把握を行う。

・平成29年度に照明器具PCB含有機器確認支援事業補助金を創設し、事業者の照明器具のPCB含有確認を推進することでPCB含有機器の実態把握を促進する。

(3) 高濃度PCB廃棄物の処分に係る行政処分

・高濃度PCB廃棄物について期限内の処分を実施しない場合は、改善命令及び行政による代執行により期限内の確実な処分を行う。

(4) 普及啓発

・PCB廃棄物保管等届出の徹底、適正処理推進のための監視指導を行う。

・保管事業者、使用事業者や収集運搬業者に対し保管・運搬基準の遵守や期限内処分について指導を行う。

・届出書の縦覧、説明会の開催、ホームページによる普及啓発を行い県民、事業者等の理解の促進を図る。

(5) 平成26年度に創設した、「低濃度PCB汚染機器処理支援事業補助金」により、中小企業が行う低濃度PCB廃棄物の処理を推進する。

3 事業の現状及び課題

・平成13年7月「PCB廃棄物特別措置法」施行

・平成28年5月に法改正



・県内の高濃度PCB廃棄物については、中間貯蔵・環境安全事業株式会社北九州PCB処理事業所において、原則トランス・コンデンサは平成29年度末まで、安定器等・汚染物については、平成32年度末までの処分が義務付けられ、実施しない場合は改善命令等の権限強化が行われた。

・平成28年度末時点で高濃度PCB廃棄物及び使用製品を保有している事業者は県内に27事業者あり、期限内の処理に向けた指導が必要。

・保管中のPCB廃棄物については、適正保管を指導してきており、概ね適切な保管状況。

・低濃度PCB廃棄物については、国が認定する無害化処理施設等において処理(現

在、全国で37施設)。低濃度PCB廃棄物については把握が十分でなく不適正な処理が行われる懸念があるため、その把握、周知を実施し、平成38年度末までの処分に向けた計画的な処理を指導することが必要。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「PCB対策」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28369>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

04 産業廃棄物最終処分場の設置に向けた取組み(環境管理事業センター支援事業)

施策

1 事業の目的

産業廃棄物最終処分場の整備を推進するため、公益財団法人鳥取県環境管理事業センターに対して必要な支援を行う。

2 事業の内容

- 産業廃棄物最終処分場の建設に向けて、センターの管理運営費に対して補助
 - ・処分場調査検討費 住民理解の促進を図る説明会対応等に必要な経費
 - ・管理運営費 人件費、運営費等
- センターに対して技術的な支援

3 事業の現状及び課題

- 平成6年12月、県・市町村・民間が出資して、環境管理事業センターを設立し、今日まで候補地の選定、地元協議など管理型最終処分場の建設に向けて取り組んできた。
- 平成20年5月、センターは民間事業者と事業提携する方式で新たな管理型最終処分場の候補地を公表。民間事業者は事業計画づくりに着手し、平成24年2月、民間事業者を事業主体とし、センターが公共関与する事業提携方式で処分場を整備する方針を決定、公表した。
- 平成27年3月には、地元の意見等を踏まえ、より安全・安心な処分場設置を目指し、公益財団法人であるセンターを運営主体とした整備方針に変更した。
- センターは主体変更に伴い、より安全性を向上できないかとの観点で別案の検討を開始。
- センターは、産業廃棄物最終処分場の早期確保に向けて、引き続き地元理解が得られるよう、意見、疑問に対し丁寧に対応していく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 電話0857-26-7681

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

05 農業用廃棄物適正処理の推進

施策

1 事業の目的

農業用使用済プラスチックの不法投棄や野焼きを防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく適正処理を周知するとともに、使用済プラスチックの仕分けによりリサイクル向けの回収を推進する。

2 事業の内容

- (1) インターネットによる普及啓発
- (2) 処理状況調査の実施

3 事業の現状及び課題

リサイクル率 62.0%(平成28年)

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監 生産振興課 生産環境担当 電話0857-26-7415

参考URL

鳥取県生産振興課のwebサイトより
「有機農産物・特別栽培農産物に関すること、農薬の適正使用に関すること」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=63864>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

06 畜産農家環境保全指導事業

施策

1 事業の目的

畜産農家における家畜排せつ物の適正管理の監視・指導による問題発生への低減と、家畜排せつ物の有効利用及び利用促進を図ることを目的とする。

2 事業の内容

- (1) 農場からの相談または発生した苦情に対する一般指導の実施
- (2) 常習的または悪質な不適正管理の場合の法的措置
- (3) 水質検査及び臭気検査の実施と検査結果に基づく指導の実施
- (4) 環境保全に関する取り組みを推進するための協議会の開催と研修参加等による情報収集及び提供

3 事業の現状及び課題

(現状)

- ・畜産農場における苦情発生件数は横ばいとなっており、継続して水質及び臭気検査に基づく指導を継続している。
- ・年1回程度、水質及び臭気検査結果及び苦情発生状況などを県内関係者と共有し、効果的な対策の検討を行っている。

(課題)

- ・苦情発生の原因となっている畜産関係施設は、特定の施設に固定化する傾向。特に臭気問題では、改善が困難なケースがある。

連絡先

農林水産部 農業振興戦略監畜産課 衛生環境担当 電話0857-26-7287

参考URL

鳥取県畜産課のwebサイトより
「家畜排せつ物法の概要」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=38447>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

07 産業廃棄物処理施設紛争予防事業

施策

1 事業の目的

廃棄物処理施設の設置に関する紛争の発生を防ぐため、「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続きの適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」に基づき、紛争発生時の意見調整等を行う。

2 事業の内容

- (1) 条例に基づく事業者等への指導・助言
必要に応じ、学識経験者等から意見聴取を実施。
- (2) 紛争発生時の意見調整
知事が主催する会議において、事業者及び関係住民の理解促進、紛争解決を図る
- (3) 廃棄物審議会における調査審議
意見調整結果等の審議

3 事業の現状及び課題

- (1) 手続状況(平成28年2月28日時点)
- | | | |
|----------|----------|-----------------|
| 平成20年度開始 | 9件(未了0件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成21年度開始 | 9件(未了1件) | うち、意見調整に至ったもの1件 |
| 平成22年度開始 | 9件(未了0件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成23年度開始 | 6件(未了4件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成24年度開始 | 5件(未了1件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成25年度開始 | 5件(未了2件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成26年度開始 | 5件(未了3件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成27年度開始 | 5件(未了3件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |
| 平成28年度開始 | 6件(未了5件) | うち、意見調整に至ったもの0件 |

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=29336>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

08 廃棄物不法投棄対策強化事業

施策

1 事業の目的

産業廃棄物等の不法投棄・不適正処理事案に対し、迅速な現場対応や的確な撤去処理を実施するための体制整備、行政と各種関係機関・県民との連携を通じた取り組みによる不法投棄の解決及び未然防止を推進する。

2 事業の内容

(1) 本庁への警察官、各事務所への警察官OBの配置

平成12年から、生活環境部循環型社会推進課に不法投棄担当官として警察官1名の出向、東部・中部・西部の各事務所に廃棄物適正処理推進指導員として警察官OBを各1名配置し、不法投棄対策の強化を図っている。

(2) 不法投棄を監視するための移動式監視カメラ等の設置

県内の不法投棄多発地帯等に移動式監視カメラ及び固定式監視カメラを設置し、監視体制の強化を図っている。

(3) 夜間パトロールの実施

夜間パトロール(民間警備会社委託)を実施することにより、日中の廃棄物適正処理推進指導員による監視パトロールに加え、不法投棄が敢行されやすい夜間の監視体制強化と広報による不法投棄の防止を図る。

(4) 使用済物品放置防止対策指導員の配置

平成28年4月1日施行の「鳥取県使用済物品等の放置防止に関する条例」に係る事業者等への使用済物品の保管等基準の適合性確認、指導等の事務を的確に行うため、中部(東部兼務)・西部の各事務所に県職員・警察官OBを使用済物品放置防止対策指導員として各1名配置し、使用済物品の不法投棄及び不適正処理の防止を図る。

(5) 不法投棄防止に係る普及啓発活動

- ・警察、自治体、地域住民、産業廃棄物協会等との合同パトロール、不法投棄物撤去活動等の実施
- ・隣接県、警察、自治体等との合同車両検問の実施
- ・警察との合同スカイパトロール及び海上保安庁との合同海上パトロールの実施
- ・民間団体との不法投棄通報協定の締結による不法投棄監視体制の強化
- ・不法投棄防止啓発用マグネットシート等を車両貼付することによる啓発活動の実施

(6) 各種媒体を活用した広報の実施

- ・「県政だより」、テレビCM、各市町村広報誌等を活用した広報活動の実施

3 事業の現状及び課題

○不法投棄発見件数(県認知)は、平成20年度以降減少傾向にあったが、平成27年度は前年度より増加した。

○不法投棄場所の変化に対応し、より効果的な不法投棄対策を実施するため、重点警戒箇所(適宜見直し等)の適宜見直し等、市町村や関係団体等との連携を一層強化する必要がある。

○不法投棄の拡大・再発防止のため、不法投棄物の早期撤去、継続的な重点警戒箇所等の監視、移動式監視カメラ等の活用、市町村等との合同パトロール等による監視活動の強化を図る必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

09 不法投棄廃棄物処理事業

施策

1 事業の目的

私有地に不法投棄された産業廃棄物を市町村の協力を得て迅速かつ適正に処理するとともに、個別の不法投棄事案について検討会議を行い、事案の早期処理及び環境の保全を図る。

2 事業の内容

(1) 廃棄物処理事業

私有地に不法投棄された投棄者不明の産業廃棄物等の処理を行う市町村に対し、処理経費を支援する。(補助率:2分の1)

(2) 不法投棄対応等検討会議

不法投棄等の個別事案について、廃棄物の処理、行政処分等について検討するため、検討会議を開催し、事案の早期処理を実現する。

3 事業の現状及び課題

- 近年、大規模な不法投棄事案が発生し、事案も悪質・複雑化しており、個々具体的な事案に即応した法律判断や警察との連携が必要とされる。
- 不法投棄事案処理にあたっては、生活環境への影響を最小限に留め、第二第三の不法投棄を抑止するための迅速な原状回復及び事案の拡大防止を図る必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「循環型社会推進課」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

10 災害廃棄物処理計画策定事業

施策

1 事業の目的

災害により多量に発生する災害廃棄物を被災市町村が迅速かつ円滑に処理できるよう、市町村とともに対応方針等を検討し、県の災害廃棄物処理計画として平成29年度内にとりまとめる。

2 事業の内容

- (1) 民間コンサルタントへの基礎データへの作成等委託
今後、県の地震防災調査研究委員会がとりまとめる最新の被害想定に基づく災害廃棄物の発生量の推計等を民間コンサルタントを交えてシミュレーションし、広域的な対応、円滑な連携の方策等を検討する。
- (2) 県・市町村等による計画策定連絡会議の開催
県計画の実効性確保に向けた検討、市町村別災害廃棄物発生量等のデータ提供による市町村の災害廃棄物処理計画の策定支援を行う。

3 事業の現状及び課題

廃棄物処理法に基づく国の基本方針(平成28年1月)では、災害廃棄物の処理責任を有する市町村に対して非常災害時発生時に備えた災害廃棄物処理計画の策定を求めるとともに、都道府県に対しては、広域的な対応、円滑な連携といった観点から同計画の策定及び市町村の計画策定支援の役割を求めている。
現在、県及び市町村ともに計画が未策定の状況であり、本事業の実施を通じて、県下全域での計画策定を進める必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 0857-26-7684

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

11 環境美化対策推進事業

施策

1 事業の目的

県内各地で空き缶、たばこの吸い殻等のポイ捨て禁止の呼びかけや清掃活動等の取組が行われているものの、依然としてごみのポイ捨ては後を絶たない状況にある。ごみのポイ捨ては、基本的に個人のモラルに関わる部分であることから、環境美化に対する一層の意識向上を図るための持続的かつ効果的な普及啓発を実施する。

2 事業の内容

(1) 環境美化キャンペーン

鳥取県環境美化の促進に関する条例に基づく「環境美化推進月間」(9月及び10月)中に開催される各種イベント会場等での啓発活動を実施する。

(2) 環境美化の促進についての広報

インターネットや広報誌等の各種媒体を活用した広報活動を行い、環境美化に対する県民意識の高揚を図る。

3 事業の現状及び課題

○各市町村においても環境美化活動が盛んに行われ、環境美化に対する意識も年々向上していると考えられるが、依然として、空き缶等のポイ捨ての不適正処理が後を絶たない状況にある。

○さらに環境美化に対する意識を向上させるため、引き続き県民等への啓発を行うとともに、市町村に対しては、さらなる環境美化活動の推進及び独自の環境美化条例の制定を働きかける必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物指導担当 電話0857-26-7684

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより
「県内の環境美化活動の推進」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=27156>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

12 クリーンアップin加茂川

施策

1 事業の目的

河川直接浄化対策の一つとして、スーパーボランティア「加茂川まつり実行委員会」が実施する旧加茂川の水草刈り、ごみ拾い等の環境美化活動を県も連携して実施する。

2 事業の内容

- 清掃活動で川から陸揚げされた水草の処分(堆肥等へ再資源化)について県が支援する。
- 清掃活動区間外の上流域は県が水草刈りを実施する。

3 事業の現状及び課題

毎年7月に清掃活動は実施され、地元商店街、周辺自治会、一般ボランティアを含め100名を超える多くの方々にご参加いただいている。しかしながら、現在の賑わいが今後継続するのか未知数で、環境美化活動へ参加してもらう機運を高めていく必要がある。

連絡先

鳥取県西部総合事務所米子県土整備局維持管理課 電話0859-31-9711

参考URL

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

13 海岸漂着ごみ等処理事業

施策

1 事業の目的

県内の海岸における漂着ごみ等を迅速かつ適正に処理することにより、海岸の景観や環境の保全を図る。

2 事業の内容

海岸管理者が実施主体となって、関係市町村等と連携し、公共海岸等の海岸漂着ごみ等の回収・処理、発生抑制対策(啓発や漂着物調査)に取り組む。

3 事業の現状及び課題

(1) 海岸漂着物等処理法の成立

○平成21年7月15日に、「美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の推進に関する法律」(海岸漂着物等処理法)が施行。

当該法では、海岸管理者等が海岸漂着物等の処理のため必要な措置を講ずることを明記。



海岸管理者としての処理責任の明確化。

(海岸管理者)…海岸法又は他の法令により海岸の土地を管理する者

区分	海岸管理者	海岸漂着物処理者(実施主体)	
		改正前	改正後 (平成21年7月～)
公共海岸	県	市町村	県
その他	土地所有 市町村	市町村	土地所有 市町村

(2) その他

平成29年度は、環境省の「地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)」を活用し、事業を実施する。

また、いかに発生抑制を図るか、どのように地元市町村等とより密な連携を図っていくか等の検討を行っていく必要がある。

連絡先

県土整備部 河川課 管理担当 電話 0857-26-7377
空港港湾課 電話 0857-26-7348

参考URL

鳥取県河川課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28143>

鳥取県空港港湾のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=28145>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-2 廃棄物の適正処理体制の確立

14 河川ボランティア支援事業

施策

1 事業の目的

由良川、円城寺川などについて、河川内に繁茂する水草等を刈り取ることにより、流下能力の維持回復を図るとともに、地域住民が行うボランティア活動と一体となって河川の環境美化を図る。

2 事業の内容

県は藻刈り船を購入、河川維持工業者に貸し出して河川内の水草等を刈り取るとともに、ボランティア団体と協働して河川全体の維持管理、環境美化を行う。

<藻刈り船の概要>

名称 小型水草藻刈り船(全長 7.239m、全幅 2.176m、喫水 346mm)

3 事業の現状及び課題

「鳥取県版河川・道路ボランティア促進事業」を活用してボランティア団体の活動を支援してきたが、河床には未整備の区間もあり、また、河川を堰き止めることができないため、作業する際は危険な状況である。

このため、ボランティアの安全を確保しつつ、効果的・効率的に河川管理を行うことが急務となっている。

その他

4 その他

藻刈り船による水草等の効率的な刈取りにより、維持管理経費の抑制につながるものである。

連絡先

中部総合事務所 県土整備局 維持管理課 電話 0858-23-3216

参考URL

中部総合事務所県土整備局ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/c-sougou-kendo/>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

01 リサイクル産業事業化促進事業

施策

1 事業の目的

県内の新たなリサイクルビジネスの創出を促進するため、(公財)鳥取県産業振興機構にコーディネーターを設置し、リサイクル産業に関する事業化を支援する。

2 事業の内容

(公財)鳥取県産業振興機構西部支部にリサイクル産業事業化促進コーディネーター1名を配置するため、同機構への配置に必要な経費を補助する。

3 事業の現状及び課題

リサイクルビジネスを確立するためには、技術開発から販路開拓までのノウハウを持っている産業振興機構が主体となりサポートする仕組みが必要。

連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部産業振興課webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/27140.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

02 リサイクル技術・製品実用化事業

施策

1 事業の目的

リサイクルビジネスの創出及び新技術・新商品の研究開発等を支援することにより、県内リサイクル産業を活性化させる。

2 事業の内容

企業、大学等が行う廃棄物の発生抑制、減量化、リサイクルに資する技術・製品開発等に助成。

- ・製品開発型 500万円(補助率3分の2)×2件
- ・事業化強化型 700万円(補助率3分の2)×1件

3 事業の現状及び課題

- (1)リサイクルビジネスに係る企業等の開発に伴うリスクを軽減し、研究開発意欲を喚起するための支援が必要であり、特許等の先行取得が本県環境産業発展のカギとなっている。
- (2)同時にリサイクル技術や製品の開発だけに留まらず、開発成果を活用し事業展開していくことが必要。

連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部産業振興課webサイトより
「リサイクル技術や製品の開発支援」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/27151.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

03 環境産業整備促進事業

施策

1 事業の目的

廃棄物を利活用するための施設・設備等のインフラを整備する企業が金融機関から融資を受ける際に、県から利子補給を行うことで、県内の廃棄物のリサイクルに取り組む企業を支援する。

2 事業の内容

県内廃棄物の適正処理及びリサイクルを行うための施設・設備の整備に係る経費を融資する。

○融資条件

項目	内容	
融資条件	限度額	事業に要する経費で1億円まで(特認2.8億円)
	資金使途	施設・設備の整備費
	期間	10年以内(うち据置2年以内)
	貸付利率	1.66%(変動金利)
	信用保証	全て鳥取県信用保証協会の保証を必要とする。
	信用保証料	年0.45%~1.08%(弾力化料率)
	償還方法	割賦均等償還

3 事業の現状及び課題

県内の廃棄物の再生利用・減量化率は96.3%(平成25年度実績)となっているが、県内最終処分場の残余容量が減少しつつあり、また、管理型最終処分場がないため、一層の減量化及びリサイクルを促進する必要がある。

連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部産業振興課webサイトより
「環境産業支援資金融資のご案内」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/30489.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

04 リサイクル製品普及・販売促進事業

施策

1 事業の目的

持続可能な循環型社会の構築に必要な「リサイクル推進」の課題の一つである「リサイクル製品の需要」(出口)を確保するため、グリーン商品の認定やリサイクル製品のPRを充実させるなどして販売を促進する。

2 事業の内容

(1)リサイクル製品販売促進事業

リサイクル製品の需要を確保するため、県外の展示会・見本市への出展及び展示後のフォローアップ等に要する経費の補助

(2)県認定グリーン商品普及促進事業

ア 安全なリサイクル製品の製造を誘導するため、グリーン商品として認定し、県内外でより多くの需要の確保。

イ 鳥取県認定グリーン商品普及促進協議会の展示会出展経費等への補助、後援。

3 事業の現状及び課題

県リサイクル製品についてはその販路の確保が大きな課題のひとつとなっており、リサイクルの推進、持続可能な循環型社会の構築及び県内環境産業の育成を図る目的からリサイクル製品のPR、販路開拓支援及び消費者のリサイクルに対する意識の啓発が必要。

連絡先

商工労働部産業振興課 電話0857-26-7564

参考URL

鳥取県商工労働部産業振興課webサイトより
「環境産業の支援・育成」

<http://www.pref.tottori.lg.jp/27140.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

05 使用済み太陽電池パネルのリサイクルに関する研究

施策

1 事業の目的

有用金属及び有害金属が使用されている太陽電池パネルの適正な処理方法及びリサイクル方法の構築を目的とする。

2 事業の内容

- (1)太陽電池パネルの種類毎の重金属・有用金属の把握及び簡易分析法の開発
- (2)有害成分の溶出特性の把握及び環境汚染リスクの評価
- (3)ガラス及び金属の分離・除去技術の開発及び連続処理試験
- (4)ガラス再生製品の試作及び環境安全性評価

3 事業の現状及び課題

再生エネルギーの全量買取制度により、太陽光発電設備の導入が進んでいる。今後、大量に発生する廃パネルのリサイクル技術の確立が求められる。
太陽電池パネルを適正に処理、リサイクルする上では、含まれる有害重金属の適正な処理、有価金属の回収、主たる素材であるガラスの再利用技術の確立が必要である。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト:<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

06 下水汚泥・スラグのリン資源リサイクルに関する研究

施策

1 事業の目的

リン資源のリサイクルのために、下水汚泥やスラグ等を利用して珪藻等を培養し、生物学的にリンを回収、利用することを目的とし、溶出、回収技術の検討を行う。

2 事業の内容

- (1) 珪藻等の生物を利用したリンの回収技術の開発
- (2) 珪藻培養及び回収したリンの用途開発

3 事業の現状及び課題

我が国はリン資源の全量を海外に依存し、リン資源の枯渇は県内外の農業生産や再生可能エネルギーであるバイオエネルギー等の普及の取組みに重大な影響を与える。従って、国内で産出されないリンを回収し、資源としてリサイクルすることが重要となる。そこで、本研究ではリンの溶出技術の検討及び回収技術の開発を行う。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所 リサイクルチーム 電話:0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所webサイト: <http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3565>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-3 リサイクル産業の振興

07 廃棄物再生材の環境安全性に関する迅速試験の開発

施策

1 事業の目的

廃棄物を再生したリサイクル製品について、環境安全性に関する迅速試験法を開発する。

2 事業の内容

- (1)リサイクル製品の原材料の迅速な選別技術の開発
- (2)製品の品質管理のための迅速な溶出試験方法の開発

3 事業の現状及び課題

- (1)循環型社会の構築のためには廃棄物のリサイクル製品の利用促進が不可欠である。
- (2)リサイクル製品の安全・安心の確保のためには、製品の環境安全性の確認が重要である。
- (3)このためリサイクル製品の原材料や製品について、製造現場で試験検査を行うことが重要となり、より迅速で簡易な試験方法が必要とされる。

連絡先

生活環境部 衛生環境研究所リサイクルチーム 電話0858-35-5416

参考URL

鳥取県衛生環境研究所のwebサイトより

「鳥取県衛生環境研究所」<http://www.pref.tottori.lg.jp/144171.htm>

平成29年度 鳥取県環境白書

3 環境負荷低減の取組みが経済活動として成立する社会経済システムの実現 3-4 低炭素社会との調和

01 Let's 4R実践拡大事業[再掲(紙おむつの資源化)]

施策

1 事業の目的

全国トップクラスのリサイクル先進県の実現に向け、市町村や実践活動団体が実施するごみ減量リサイクルの取組を支援する。

2 事業の内容

(1)市町村・実践活動団体の取組支援

ア 市町村等への支援

地域の実情に応じた減量リサイクルを加速化するため、小型家電回収や食品ロス削減講習、剪定枝のリサイクルなど、4Rの推進に取り組む市町村等を支援する。

区分	内容
対象者	・市町村等(広域連合、一部事務組合を含む)
対象事業	・4R社会の実現に向けて取組む事業であって、新たに実施又は取組を拡大するもの
対象経費	・新たな分別等に関する住民意識調査、収集運搬経費 ・リサイクル技術等の検討調査経費、施設及び設備導入経費 等
補助率等	・ソフト事業2分の1、ハード事業3分の1 ・限度額:20,000千円。但し、ソフト事業は5,000千円(広域連合等は10,000千円)

イ 実践活動団体への支援

婦人会等によるコンポスト普及活動等のほか、地域のイベントでのリユース食器の活用等の取組を支援する。

(2)簡易包装推進運動の展開

スーパー、コンビニ等の協力店で、マイバッグ持参や簡易包装等を推進する「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施する。

3 事業の現状及び課題

- 一般廃棄物のリサイクル率は着実に向上し、全国的に高位(全国4位)にある一方、ごみ排出量は削減が進まず、全国平均を大きく上回っている(全国41位)。
- 引き続きリサイクルの取組を拡大していくとともに、可燃ごみ中のウエートが大きい生ごみの食品ロスの削減をはじめとした、ごみの発生抑制等(リフューズ、リデュース、リユース)の取組を推進していく必要がある。

連絡先

生活環境部 循環型社会推進課 廃棄物リサイクル担当 電話0857-26-7198

参考URL

鳥取県循環型社会推進課のwebサイトより

<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3250>